

豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の主な変更点（案）

- ：防疫指針本体の変更内容
- ：防疫指針留意事項（局長通知）の変更内容

前文

- 豚コレラの豚等への感染リスクの低減を図るためには、飼養衛生管理基準の遵守が極めて重要であり、豚コレラの推定侵入ルートを遮断するための対策を確実に実施することや飼養衛生管理水準を更に高め、かつ遵守のための指導を徹底する必要があることを明記。

第 1 章 基本方針

第 1 基本方針

- 発生時には、迅速な殺、死体の処理等に加え、都道府県が疫学関連家畜を早期に特定し、厳格に監視することが重要であることを追記。
- 野生いのししに感染が確認された場合に、野生いのししにおけるまん延防止及び農場への侵入防止に万全を期すため、国、都道府県、市町村等の役割分担について明記。

第 2 章 発生予防対策

第 1 節 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

- 都道府県の取組として、飼料販売業者、死亡獣畜運搬業者等への飼養衛生管理の周知や、と畜場、化製処理場等の家畜処理施設における消毒設備の設置の指導、食品残さやごみの放置対策について追記。

第 2 節 浸潤状況調査及び野生いのしし対策

第 3-1 浸潤状況を確認するための調査

- 都道府県は、関係機関及び関係団体等の協力のもと、野生いのししの生息状況の把握及び野生いのししの豚コレラとアフリカ豚コレラの抗原検査（PCR 検査）を実施することを追記。

第 3-2 野生いのししの捕獲の強化・経口ワクチンの散布

- 国は野生いのししの捕獲の強化を推進するとともに、経口ワクチンの散布を含む有効性評価に基づき、野生いのししでの感染拡大時の使用の是非

について、小委の専門家等の意見を踏まえ決定することを追記。

- 動物衛生課は、経口ワクチンの散布を計画的かつ効果的に実施するため、「豚コレラ経口ワクチンの野外散布実施に係る指針」を策定し、都道府県は、同指針を踏まえ、散布を実施することを追記。

第3-3 予防的ワクチン

- 現在の野生いのししにおける感染拡大状況等を踏まえ、予防的ワクチン接種の規定を追記。また、接種に当たり、接種地域、実施時期、接種農場の管理等の考え方について明記。
- 予防的ワクチンの接種に関する留意事項について、追って議論。

第3章 まん延防止対策

第4 異常豚等の発見及び検査の実施

- 豚コレラを疑う異常豚（特定症状を告示済み）が確認された場合の早期通報の徹底を明記。
- 野生いのししで豚コレラウイルスの感染が確認された場合、周辺農場へ立ち入り、臨床症状を確認するとともに、飼養衛生管理基準の遵守を指導することを追加。併せて、猟友会等の協力を得て、野生いのししの捕獲等により本病の浸潤状況を調査することを明記。
- 具体的には、半径10km以内の区域の豚飼養農場への立入り検査・移動制限、飼養衛生管理の徹底指導、周辺地域の野生いのししの調査、陽性いのししの適切な処理等について明記。

第5 病性等の判定

- 実質的な内容の変更はなし。

第6 病性等判定時の措置

- 実質的な内容の変更はなし。

第7 発生農場等における防疫措置

- 都道府県は、発生農場の防疫措置の前後に、周辺の農場へのねずみ等を介したウイルスの拡散を防止するために、粘着シートや殺鼠剤の散布、消石灰の散布等を行う旨を明記。
- と殺、埋却等の完了の目安を原則として、ねずみ等の対策措置の終了

後、それぞれ 24 時間以内、72 時間以内に修正。

- 発生農場において感染経路を究明するための検査に係る検体の採材について、目安となる検体数や無作為抽出の徹底について明記。

第 8 通行の制限又は遮断

- 実質的な内容の変更なし。

第 9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定

- 都道府県は、制限区域内の飼養者に対し、毎日の健康観察、野生いのしし等の野生動物の農場への侵入防止策の徹底を指導すること及び法第 52 条に基づく毎日の豚の死亡頭数等について報告を求めることを明記。
- 移動制限区域内における指導事項を明記。また、法第 52 条に基づく報告徴求を行う場合の報告内容を明記。
- 制限区域内の農場に対し実施する清浄性確認検査について、豚等が症状を示さない場合等において、制限を解除する直前に検査を追加することができる旨を明記。
- 移動制限区域内の豚等のと畜場への出荷の要件として、出荷計画の提出、出荷前 1 週間の健康状態の確認及び出荷直前の PCR 検査の実施等を明記。

第 10 家畜集合施設の開催等の制限

- 実質的な内容の変更なし。

第 11 消毒ポイントの設置

- 消毒ポイントでの消毒した旨の証明書の発出、都道府県での消毒実施の記録、保管を明記。

第 12 ウイルスの浸潤状況の確認

- 疫学関連家畜が飼養されていることが確認された場合は、直ちに農場に立入り、特定症状の有無を確認することを明記。
- 都道府県は、疫学関連家畜が飼養されている農場の飼養者に対し、毎日の健康観察の徹底を指導すること及び法第 52 条に基づく毎日の死亡頭数等の報告を求めることを明記。
- 法第 52 条に基づく報告徴求を行う場合の報告内容等について明記。

- 疫学関連家畜飼養農場において、まん延防止措置が適切にとられている場合は、動物衛生課と協議の上、特定の場所へ豚等を移動できる旨を明記。また、その際の要件及び検査内容について明記。
- 疫学関連家畜飼養農場における移動制限等の措置について、28日経過した後立入検査を実施し、解除することができる要件及び検査内容を明記。
- 発生状況確認検査及び清浄性確認検査について、各種検査を実施するために必要な検体数等について明記。

第13 緊急ワクチン

- 実質的な内容の変更なし。

第14 家畜の再導入

- 発生農場において、再開のために家畜を再導入する場合には、モニター豚を導入し、当該農場の清浄性を確認するための検査を実施する旨を明記。
- 都道府県は、再導入するに当たって、当該農場において飼養衛生管理基準が遵守できる体制になっているか確認する旨を明記。また、導入後も飼養衛生管理の状況について定期的に確認し、必要に応じて指導する旨を明記。
- モニター豚の検査について、原則、豚舎あたり30頭以上を配置すること、当該豚を導入後15日経過した後、全ての豚舎に立入り、臨床検査及びPCR検査を実施することを明記。

第15 発生の原因究明

- 実質的な内容の変更なし。

第4章 その他

第16 その他

- 野生いのしし対応マニュアルについて、野生いのしし陽性確認地域の農場の移動制限について追記し、併せてその対象外となる要件・検査内容等について追記。